

お試し発注サポート事業実施要領

(趣旨)

第1条 お試し発注サポート事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、熊本県内に事業所を有する就労継続支援事業所（以下「就労継続支援事業所」という。）への業務委託・発注を初めて行う対象法人等（第4条に規定する「対象法人等」をいう。第3条において同じ。）に対し、補助金を交付することで、就労継続支援事業所への業務委託・発注の良さを法人等に知ってもらう機会とし、その後の継続的な契約に繋げ、もって就労継続支援事業所の工賃向上及び就労機会の拡大を図り、障がい者の経済的自立・社会参加の促進を目指すことを目的とする。

(対象となる取引)

第3条 本事業の対象となる取引（以下「対象取引」という。）は、対象法人等が、初めて就労継続支援事業所に対して行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する生産活動（受託加工、請負作業、製品・商品販売等）に関する業務委託及び発注（同一法人内での業務委託及び発注を除く。）とする。

なお、対象取引については、対象法人等に属する個人が個人としてサービスの提供を受ける行為や商品を購入する行為は除く。

(事業実施主体)

第4条 本事業の事業実施主体は、熊本県内に事務所又は事業所を有する法人及び個人事業主（公法人を除く。）であって、次の（1）～（4）のいずれの要件も満たすもの（以下「対象法人等」という。）の中から、公募により選定する。

- (1) 初めて就労継続支援事業所の生産活動に関する業務の委託又は発注を行うこと。
- (2) 今後も就労継続支援事業所の生産活動に関する業務の委託又は発注を積極的に検討していること。
- (3) 事業完了後、県が実施する本事業に関するアンケートに回答すること。
- (4) 第6条に基づき補助金の交付を受けようとする対象経費が、県農林水産部のノウフク推進活動事業費補助金のお試し農福連携支援対象経費ではないこと。

(補助対象経費)

第5条 本事業の補助対象経費は、事業実施主体である対象法人等が、対象取引に関し就労継続支援事業所に支払う経費（補助率は2分の1以内で25千円を上限）とする。

(補助金の交付申請及び変更交付申請)

第6条 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記様式第1号とし、要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用する。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者へ通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第8条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記様式第2号とする。なお、実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 事業の目的・内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- (2) 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- (3) 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- (4) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (5) 自己または自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合及びその経営に実質的に関与している場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(雑則)

第10条 規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）6月10日から施行する。